

1 令和8年4月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	34,382人	対前月比	1.0%減少 (3か月連続の減少)
有効求職者数	33,792人	対前月比	0.0%(▲1人)減少 (4か月連続の減少)
有効求人倍率	1.02倍	前月比	0.01ポイント減少 ※ 数値は季節調整値

2 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始について

(職業安定部 訓練課)

令和8年6月1日(月)から高卒求人の受付を開始します。

3 もにす認定通知書交付式について

(職業安定部 職業対策課)

鹿児島県内第7号として社会福祉法人福寿会を認定しました。

4 労働保険の年度更新について

(労働保険徴収室)

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新(申告・納付)は6月1日から7月10日までです。

鹿児島労働局発表
令和8年5月29日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 前野 里美
地方労働市場情報官 佐藤 克己
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和8年4月分)の概要について ～有効求人倍率は、1.02倍で、前月を0.01P下回った～

4月の概要

求人が減少している中で、求職は横ばいである。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.02倍** 前月より0.01ポイント減少
 - ・全国では38番目。九州では、佐賀県、宮崎県、熊本県、大分県、福岡県、長崎県に次ぎ7番目。
 - ・[全国] 有効求人倍率(季節調整値) 1.18倍 前月と同水準

・有効求人数(季節調整値) **34,382人** 前月より1.0%減少(3か月連続の減少)

・有効求職者数(季節調整値) **33,792人** 前月より0.0%(▲1人)減少(4か月連続の減少)

- ・就業地別有効求人倍率(季節調整値)1.08倍 前月より0.01ポイント減少
- ※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

・新規求人倍率(季節調整値) **1.81倍** 前月より0.03ポイント減少(2か月連続の減少)

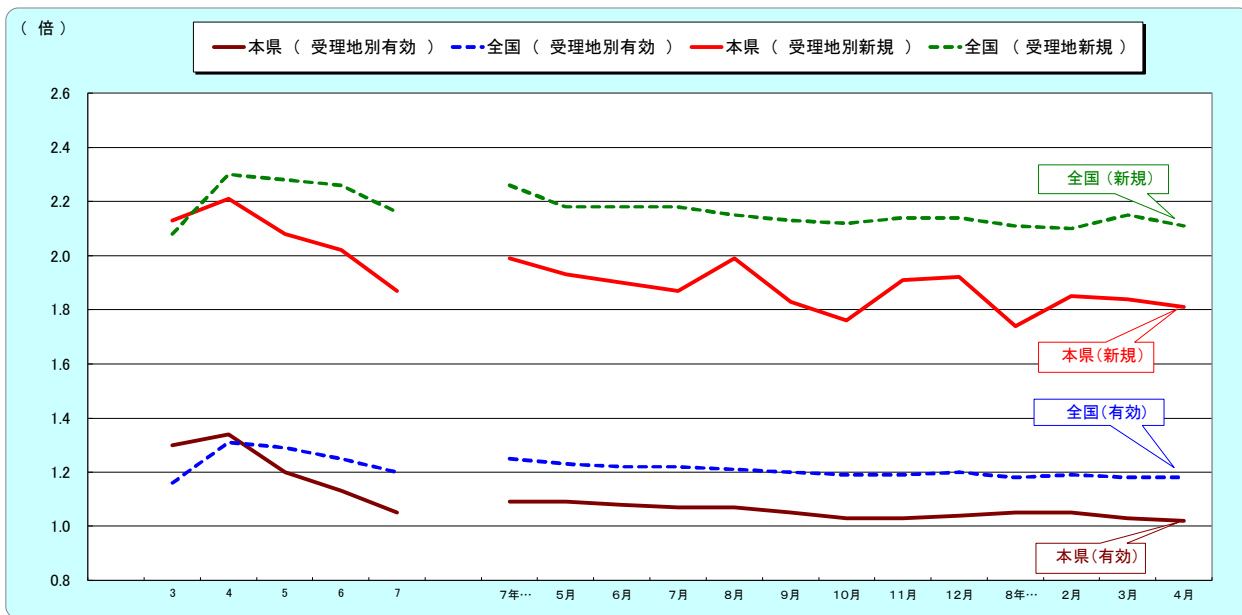
・新規求人数(原数値) **12,274人** 前年同月より8.8%減少(4か月連続の減少)

主要産業の新規求人数(前年同月比)
増加した業種……製造業(2.1%増)、サービス業(他に分類されないもの)(2.7%増)

減少した業種……建設業(15.3%減)、運輸業、郵便業(43.1%減)、卸売業、小売業(11.2%減)
宿泊業、飲食サービス業(18.3%減)、医療、福祉(2.3%減)

・新規求職申込件数(原数値) **8,989人** 前年同月より0.8%減少(5か月ぶりの減少)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率		3	4	5	6	7	
有効	受理地別	本県	1.30	1.34	1.20	1.13	1.05
		全国	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20
	就業地別	本県	1.36	1.43	1.30	1.23	1.14
		全国	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20
新規	受理地別	本県	2.13	2.21	2.08	2.02	1.87
		全国	2.08	2.30	2.28	2.26	2.16
	就業地別	本県	2.24	2.36	2.25	2.20	2.02
		全国	2.08	2.30	2.28	2.26	2.16

7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月
1.09	1.09	1.08	1.07	1.07	1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02
1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18
1.19	1.19	1.17	1.16	1.16	1.13	1.10	1.11	1.12	1.12	1.12	1.09	1.08
1.99	1.93	1.90	1.87	1.99	1.83	1.76	1.91	1.92	1.74	1.85	1.84	1.81
2.26	2.18	2.18	2.18	2.15	2.13	2.12	2.14	2.14	2.11	2.10	2.15	2.11
2.20	2.09	2.05	2.06	2.14	1.92	1.94	2.05	2.00	1.86	1.95	1.95	1.90

*7年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が4か月連続で前年同月を下回り、有効求人数が38か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
新規求人数 ※	12,439	▲ 6.2	13,148	▲ 7.2	13,236	▲ 4.0	12,430	▲ 3.9	12,274	▲ 8.8
D 建設業	1,251	▲ 7.8	1,139	▲ 11.9	1,130	▲ 10.2	1,372	▲ 14.0	1,136	▲ 15.3
E 製造業	989	▲ 3.2	1,125	▲ 0.4	986	14.4	924	▲ 10.1	1,119	2.1
H 運輸業、郵便業	494	▲ 8.6	422	▲ 24.4	523	3.8	530	3.3	363	▲ 43.1
I 卸売業、小売業	1,522	▲ 14.3	1,322	▲ 13.3	1,796	8.5	1,441	▲ 6.5	1,350	▲ 11.2
M 宿泊業、飲食サービス業	645	▲ 19.2	724	▲ 26.5	731	▲ 19.2	526	▲ 13.3	680	▲ 18.3
P 医療、福祉	4,339	▲ 3.3	4,695	▲ 0.7	4,548	▲ 3.8	4,290	▲ 3.3	4,405	▲ 2.3
R サービス業(他に分類されないもの)	1,234	▲ 0.5	1,488	7.4	1,233	5.2	1,231	8.4	1,470	2.7
有効求人数	35,764	▲ 6.9	36,233	▲ 3.7	37,652	▲ 2.6	37,239	▲ 5.2	35,486	▲ 5.9

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が5か月ぶりで前年同月を下回り、有効求職者数が5か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度 (月平均)		令和8年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職申込件数	6,641	1.0	7,692	5.6	6,816	3.4	7,256	3.7	8,989	▲ 0.8
44歳以下	2,759	▲ 4.2	3,137	1.8	2,728	▲ 3.6	2,954	▲ 2.8	3,540	▲ 0.9
うち34歳以下	1,578	▲ 4.5	1,766	3.3	1,541	▲ 2.5	1,675	▲ 4.2	2,086	▲ 1.5
45歳以上	3,882	5.0	4,555	8.5	4,088	8.6	4,302	8.8	5,449	▲ 0.8
うち55歳以上	2,619	6.7	3,052	8.3	2,714	8.3	2,873	7.7	3,872	▲ 1.7
うち65歳以上	1,286	10.6	1,452	8.0	1,235	▲ 0.1	1,465	12.4	2,146	1.5
雇用保険受給資格決定件数	1,823	1.0	1,834	7.3	1,699	13.0	1,720	7.1	2,583	▲ 2.9

有効求職者数	33,917	▲ 0.5	32,269	0.3	33,287	0.4	34,249	0.5	35,526	0.5
44歳以下	14,430	▲ 2.1	13,467	▲ 3.2	13,778	▲ 3.3	14,151	▲ 3.4	14,474	▲ 3.5
うち34歳以下	8,281	▲ 3.3	7,633	▲ 3.6	7,780	▲ 3.7	8,041	▲ 4.1	8,298	▲ 3.8
45歳以上	19,492	0.9	18,802	2.9	19,509	3.2	20,098	3.4	21,052	3.1
うち55歳以上	12,848	1.0	12,313	3.3	12,856	4.6	13,256	4.4	14,187	3.9
うち65歳以上	5,451	2.7	5,180	8.2	5,405	6.0	5,707	5.5	6,426	4.6
雇用保険受給者実人員	6,792	4.2	6,365	4.4	6,005	5.3	6,667	23.6	6,469	17.7

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

無業求職者が4か月連続で前年同月を上回った一方、在職求職者が5か月ぶり、離職求職者が2か月ぶりで前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度 (月平均)		令和8年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職申込件数	6,593	0.9	7,636	5.2	6,776	3.3	7,223	3.7	8,955	▲ 0.8
在職求職者	1,824	3.8	2,561	14.5	2,491	10.3	2,336	0.6	1,638	▲ 0.6
離職求職者	4,107	▲ 0.4	4,353	▲ 0.5	3,637	▲ 0.7	4,095	4.5	6,488	▲ 1.3
うち事業主都合	780	▲ 6.0	685	▲ 6.7	602	▲ 18.4	847	15.2	1,602	▲ 3.3
うち自己都合	3,083	0.4	3,436	▲ 0.0	2,820	3.3	3,005	0.9	4,383	0.0
無業求職者	662	2.0	722	12.3	648	1.3	792	9.2	829	2.9

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、全ての年齢層で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
就職件数	2,100	▲ 4.1	1,722	▲ 2.3	2,276	1.3	2,781	▲ 5.9	2,517	▲ 4.0
44歳以下	898	▲ 10.3	677	▲ 15.1	902	▲ 10.8	1,134	▲ 9.3	1,062	▲ 4.5
うち34歳以下	482	▲ 11.0	366	▲ 8.7	458	▲ 4.6	602	▲ 6.8	568	▲ 7.3
45歳以上	1,202	1.1	1,045	8.3	1,374	11.2	1,647	▲ 3.5	1,455	▲ 3.7
うち55歳以上	718	3.5	613	5.3	825	13.3	936	▲ 9.1	888	▲ 8.3
うち65歳以上	275	11.5	207	6.2	298	3.1	357	▲ 3.5	308	▲ 23.0
雇用保険受給者	596	▲ 6.9	500	▲ 0.4	505	▲ 14.0	673	▲ 7.3	614	1.7

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月を0.02P下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和7年度		令和8年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
正社員新規求人数	6,585	▲ 4.3	6,644	▲ 8.3	6,645	▲ 0.4	6,676	▲ 2.5	6,606	▲ 6.4
新規求人数に占める割合	52.9%	1.0	50.5%	▲ 0.6	50.2%	1.8	53.7%	0.7	56.4%	3.9
正社員有効求人倍率	1.05	▲ 0.02	1.10	▲ 0.02	1.09	0.00	1.06	▲ 0.02	1.02	▲ 0.02
全国	1.01	▲ 0.01	1.04	▲ 0.04	1.02	▲ 0.05	0.99	▲ 0.06	0.95	▲ 0.04
正社員有効求人数	19,238	▲ 4.7	19,144	▲ 3.4	19,472	▲ 2.5	19,599	▲ 3.6	19,240	▲ 3.4
有効求人数に占める割合	53.8%	1.3	52.8%	0.1	51.7%	0.1	52.6%	0.8	57.8%	5.0
正社員有効求職者数(※)	18,410	▲ 2.2	17,402	▲ 1.5	17,860	▲ 2.2	18,480	▲ 1.7	18,872	▲ 1.6
有効求職者に占める割合	54.3%	▲ 0.9	53.9%	▲ 1.0	53.7%	▲ 1.4	54.0%	▲ 1.1	53.1%	▲ 1.2

(※) 正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和8年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和7年4月	1.09	1.83	0.94	0.90	1.20	0.97	0.91	1.02	0.87	1.24	1.14	1.03	1.00	1.07
5月	1.05	1.69	0.85	0.79	1.24	0.93	0.87	1.00	0.84	1.19	1.10	0.89	1.03	1.02
6月	1.00	1.40	0.90	0.80	1.27	0.94	0.84	1.02	0.88	1.15	1.14	0.86	1.05	1.01
7月	1.02	1.30	0.94	0.85	1.30	0.92	0.89	1.04	0.86	1.17	1.18	0.93	1.00	1.03
8月	1.02	1.37	0.91	0.89	1.32	0.91	0.95	1.02	0.84	1.22	1.16	0.92	1.01	1.03
9月	0.99	1.54	0.85	0.87	1.27	0.92	1.01	1.02	0.85	1.26	1.16	0.90	0.92	1.01
10月	1.00	1.60	0.85	0.90	1.28	0.92	0.98	1.09	0.84	1.31	1.04	0.85	0.93	1.01
11月	1.02	1.73	0.87	0.86	1.33	0.97	0.93	1.08	0.85	1.37	1.11	0.88	0.91	1.03
12月	1.10	1.74	0.90	0.90	1.66	1.04	0.95	1.10	0.99	1.55	1.18	0.93	0.97	1.13
令和8年1月	1.14	1.82	0.88	1.00	1.49	1.01	0.90	1.12	1.05	1.19	1.20	0.92	0.94	1.12
2月	1.17	1.65	0.94	0.98	1.44	0.98	0.92	1.08	1.13	1.18	1.17	1.06	0.94	1.13
3月	1.11	1.65	0.92	1.04	1.20	0.97	0.89	1.09	1.09	1.21	1.19	1.09	0.93	1.09
4月	1.01	1.54	0.85	0.89	1.09	0.92	0.75	0.97	1.02	1.14	1.18	0.93	0.88	1.00

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率・「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者数」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
※ 毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

報道関係者 各位

令和8年5月29日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練課

課長 松山 和久（内線120）

課長補佐 山崎 さとみ（内線121）

電話 099-219-8711

新規高等学校卒業予定者に係る 求人受付を開始します

県内各ハローワークにて高校生用の求人受付を6月1日（月）から開始します。
高校生の就職活動については、採用選考が開始される9月16日（水）に向けて、夏休み期間中の学校での三者面談等を通じて応募先を検討することとなります。

高校生が様々な選択肢のもと応募先を決定できるよう、早期の求人提出へのご協力をお願いします。

将来を担う人材を確保するには、職場定着に向けた雇用管理の改善や、働き方改革の推進による働きやすい職場環境作りを進めるなど、企業の魅力を高めることも重要となります。各ハローワークでは、人材確保に向けた事業主向けのアドバイスも行っておりますので、是非ご活用ください。

また、鹿児島労働局では、合同企業説明会の開催や労働局ホームページにおいて、高校生向け企業PR動画を掲載するなど、高校生に県内企業の魅力を知ってもらう取り組みを進めることとしています。

昨年度より、従来の企業PR動画に加えて、YouTube ショート機能を使って、短編動画を掲載することで、事業所の魅力をより多くの高校生にアピールできるようになっております。

企業PR動画、短編動画の同時掲載も可能ですので、この機会に求人提出と併せてお申し込みください。

事業主の皆さまへ

早期の高卒求人提出をお願いします！

「働き方改革」で
企業の魅力UP！



鹿児島島の将来のため、
一人でも多くの新卒者を県内就職へ！！

高卒求人は6月中の提出がポイントです！

【令和9年3月新規高等学校卒業予定者の採用選考スケジュール】

- ①ハローワークでの求人受付 6月1日から
- ②企業から学校への求人提出 7月1日から
- ③学校から企業への推薦開始 9月5日から
- ④企業での採用選考・内定開始 9月16日から

高校生の就職活動では、採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間の三者面談等を通じて応募先を検討します。このため、検討の対象となるには、早期の求人提出が必要です。

将来を担う若者に地元で暮らし働くことの魅力をPRするため、働きやすく風通しのよい職場づくりも同時に進めていただくようお願いします。

※6月下旬にお申込みいただいた求人は、7月1日に求人票の返戻ができない場合があります。

※求人票の作成には一定期間を要しますので、求人のお申込みは期間に余裕をもって行っていただくようお願いします。

学卒求人に関するお問合せ・お申込みは管轄のハローワークまで

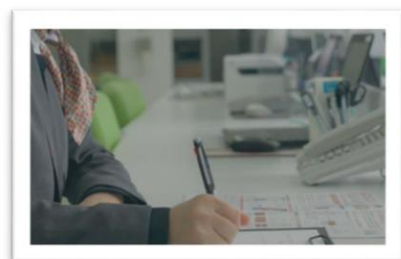
高校生向け
企業PR
動画

企業の魅力を高校生に アピールしませんか？



YouTube で鹿児島県の高中生へ企業情報を公開します！

- 企業の経営理念・採用方針・職場の雰囲気発信
- 鹿児島県の高中生に地元企業の魅力をアピール



前回までの提供動画より抜粋

- 動画時間は、5分程度（最大10分）とします。なお、YouTube ショート機能を使って、短編（ショート）動画（最大60秒）の掲載もできます。
- 動画は、鹿児島労働局ホームページや、鹿児島労働局のYouTubeチャンネルにおいて、一般配信されます。
- 動画の内容については企業にお任せしますが、高校生が企業訪問をしているようなイメージで作成をお願いします。
- 動画は、企業による撮影（既存の動画を含む）にて提供願います。
- お申し込みは、裏面の申込書と動画データをメール、郵送、窓口のいずれかにてご提供ください。
- 動画の受付後、7月1日より随時公開させていただきます。

動画掲載先はこちら



鹿児島労働局ホームページ

お問い合わせは各ハローワークまで

「高校生向け企業PR動画」掲載申込書

鹿児島労働局職業安定部訓練課 宛

〒892-0847

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階

TEL：099-219-8711

E-mail：kunrenka46kgsm@mhlw.go.jp

「高校生向け企業PR動画」への動画掲載を希望します。

※確認事項として、該当箇所のにチェックをお願いします。

①前回と同じ動画を希望

新規動画を提供

短編（ショート）動画の掲載を希望する（最大60秒）

※複数選択可

②サムネイル画像の設定（希望しない場合はYouTubeにて自動生成されます。）

希望する ※画像をご提供ください 希望しない

③動画提供メディア

DVD USB その他（）

※動画のファイル形式については「MP4」ファイル形式でご提供ください。

④提出後のメディアの返却

希望する 希望しない（鹿児島労働局にて責任を持って破棄いたします）

⑤提出方法

郵送 持参 その他（）

⑥提出動画について

著作権・肖像権に触れる等、動画提供サイトにて視聴できない動画(※)ではありません。
（※動画のBGMに著作権に触れる音楽を流す等）

YouTubeの複数チャンネルで重複投稿となる動画ではありません。

提供動画は、鹿児島労働局ホームページやYouTubeチャンネルで一般公開します。

事業所名：_____

担当者名：_____

連絡先：_____

E-mail：_____

🎥 高校生向けに短時間で会社をサクッと紹介！



YouTube ショート動画 作成しませんか??

7/1
より公開

~YouTubeショート動画のメリット~

☑ 短くて手軽に見やすい!

☑ 再生数も多い!

☑ 動画も作りやすい!

ショート動画が10代にウケる理由!?

忙しい学生生活の中で、短時間で楽しめるコンテンツを好む傾向。

通学中や休み時間など、スキマ時間に縦画面のまま手軽に見られるのが魅力。

1つの動画が短いため、テンポが速く飽きずに次々と動画を視聴できるのがポイント。

🎥 作成された動画は「鹿児島労働局新卒応援チャンネル」にアップロード

動画の作成方法や申込み方法は裏面をCHECK





「高校生向け企業PR動画」 YouTubeショート動画の作成方法について

「高校生向けの企業PR動画」について、YouTubeショート動画を掲載することができます。高校生の企業への理解を深めるために、ぜひ動画の提出をご検討ください。
※動画は、鹿児島労働局HPや鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報YouTubeチャンネルにおいて一般配信されます。

1 動画撮影

60秒以内の動画を撮影します。
※右記（撮影内容例）もご覧ください。



●動画作成のポイント●

📷 撮影の共通ポイント

- ・ 縦型（9:16）で撮影（スマホでOK）
- ・ 自然光 or 明るい照明で清潔感を演出
- ・ 社員の自然な表情を引き出す（リラックスした雰囲気で）
- ・ 音声聞き取りやすいように



2 動画編集

テキストや音声を追加します。
※アプリを使って編集もできます。
※動画を編集せずに送付も可能です。



📋 撮影内容例

- ・ 職場紹介
働く場所の雰囲気を映像で伝える
- ・ 社員の声
実際に働いている方のインタビュー
- ・ よくある質問
「残業は？」「研修は？」などに答える
- ・ 社員の一日の流れの紹介など

✅ よりよい動画にするために

- ・ 冒頭で興味を引く
- ・ 社員のリアルな声を入れる
- ・ テロップやBGMで見やすく



※動画の受付後、7月1日より随時公開させていただきます。

3 USB又はDVDへ動画データを入れる

※動画は「MP4」ファイル形式でご提供ください。



4 労働局宛にデータを送付する

郵送（下記送付先）又は窓口で掲載申込書と動画データをご提出ください。

※掲載申込書は鹿児島労働局HPからダウンロードできます。



鹿児島労働局YouTubeチャンネル
二次元コードからアクセスできます。



**4ステップで動画を作成できます！
ご不明な点は最寄りのハローワーク又は
労働局へお気軽にお尋ねください。**



●お問い合わせ先

鹿児島労働局 職業安定部 訓練課 開庁時間8:30~17:15

（平日のみ／土日祝日、年末年始は閉庁）

送付先：〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1F

TEL：099-219-8711

報道関係者 各位

令和8年5月29日（金）

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 職業対策課
課長 末吉 淳一
地方障害者雇用担当官 川俣 博司
(電話) 099-219-8712 (内線 193)

「もにす認定制度」で鹿児島県内第7号の事業主を 認定しました！

～認定通知書交付式を6月9日に行います。～

鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、鹿児島県内における「もにす認定制度」第7号として、下記の事業主を認定しました。

この度、次の日程で認定通知書交付式を執り行うこととお知らせいたします。

○認定企業：社会福祉法人福寿会（肝属郡東串良町）

○「もにす認定通知書交付式」

日時：令和8年6月9日（火） 14時00分～14時30分

場所：鹿児島労働局会議室

（鹿児島市西千石町1-32 Wビルディング西千石町3階）

内容：認定通知書の交付、記念撮影、認定企業との意見交換

「もにす認定制度」は、障害者の雇用の促進や雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。

障害者の法定雇用率未達成の中小企業が多いことを踏まえ、「もにす認定」を受けた中小企業の取組を身近なロールモデルとして、鹿児島県内の中小企業の皆様に広く知っていただくことで、障害者雇用の促進につなげてまいります。



認定マーク「もにす」

共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられたものです。

- 資料 1 もにす認定（障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度）リーフレット
- 資料 2 社会福祉法人福寿会の取組資料

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット



● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



運営主体 社会福祉法人福寿会
住 所 肝属郡東串良町池之原2077番地 1
代表者 理事長 福留 利郎
業種：社会福祉事業（第1種・第2種）

会社概要

- 特別養護老人ホーム ルーピンの里
 - ・従来型多床室50床・ユニット型個室30床
 - ・短期入所事業（ショートステイ）10床
- デイサービスセンター ルーピンの里
- 訪問介護事業所 ルーピンの里
- 居宅介護支援事業所 ルーピンの里
- 認知症対応型共同介護支援事業所
 - ・グループホームるーぴんのさと〈東串良〉
 - ・グループホームるーぴんのさと〈大崎〉
 - ・グループホームるーぴんのさと〈すまいる〉

会社のPR情報

大隅半島東部の東串良町の中心地に所在し、温暖な気候と豊かな自然に囲まれ、ピーマンなどの施設園芸やサツマイモなどの産地として知られるほか、柏原海岸や歴史資源にも恵まれた環境です。地域福祉においても高齢者介護の地域拠点法人としてはもちろんですが、子ども食堂の立ち上げ支援や障がい者雇用など地域における多様な課題に対して法人の持てる組織力や知識経験などを活かし、「ルーピンの里があつて良かった」と言われる事業展開を心がけております。

会社からのメッセージ

福寿会では、平成15年から本格的に障がい者雇用に取り組んでまいりました。介護分野において直接的(体に触れる)介護と、間接的(体に触れない)介護を業務整理する事により、直接介護を無理に任せず「生活支援の周辺業務」に特化し、役割を明確化してミスの影響を小さくすることにより、安心して継続的に働ける環境にしていきました。一人ひとりの障害特性を考慮しながら段階的に業務拡大していき、長期定着と戦力化につなげてまいりました。

また、外部支援者との連携にも重点を置き、ジョブコーチやおおすみ障害者就業・生活支援センター、特別支援学校との情報共有や連携を行うことにより、課題の早期解決や現場だけで抱え込まないようにして、「配慮＝特別扱い」ではなく「業務の工夫」によりすべての人が働きやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

障害者雇用への取組の成果（認定に当たっての評価ポイント）

数的側面

雇用状況	実雇用率	2.64%（2025年6月1日現在）
	障害者不足数	0人
定着状況	従業員全体の平均勤続年数に対して、 障害者の平均勤続年数が同等以上	全従業員の平均勤続年数がおよそ8年であるのに対し、障害のある従業員3人の平均勤続年数は12年を超えています。
	障害者の平均勤続年数が10年以上	

障害者雇用への取組（認定に当たっての評価ポイント）

体制づくり

人材面	■ 「大隅地域障害者就労支援ネットワーク会議」へ出席し、障害者雇用に関する環境整備や雇用を継続しやすくする為のノウハウの蓄積、また、障害者の就労支援に関する情報交換会等を通じ、就労促進に役立てています。
-----	---

仕事づくり

事業創出	■ 2024年度の事業活動において経常利益は黒字であり、障害者雇用を持続的に進めるため、継続的な経営・事業運営に取り組んでいます。
------	---

環境づくり

職務環境	<ul style="list-style-type: none">■ トイレの洋式化や手すりの設置等の改修工事及び自動床洗浄機の導入など、障害のある従業員の障害特性に応じた作業施設、設備等の整備を実施しています。■ 障害者の全国的なスポーツ大会へ参加する従業員に対し、有給休暇等を活用し、長期休暇が取れるよう業務を調整するなどして、大会への参加を促しています。
募集・採用	<ul style="list-style-type: none">■ おおすみ障害者就業・生活支援センターと連携し、就労希望者の実習を受け入れています。また、その際は、担当者を配置し、実習期間における業務内容等の説明や指導を実施しています。
働き方	<ul style="list-style-type: none">■ 就業規則において、全従業員が利用できる時間単位の年次有給休暇制度を整備しており、体調不良による通院等により、終日の休暇を取得する必要がないよう対応しています。■ 就業規則において、新規採用者が年次有給休暇を取得するまでの6か月間に限り、体調不良など心身の健康管理が必要な場合に、3日の有給休暇を取得出来る制度を整備しています。
キャリア形成	<ul style="list-style-type: none">■ 全従業員が適用される人事考課制度を導入しており、昇給、昇進等において公正な処遇の運用を図っています。
その他の雇用管理	<ul style="list-style-type: none">■ 障害のある従業員の通勤面に配慮し、通勤可能な場所にアパートを借上げ、社員住宅として安価な負担で提供しています。■ 職場適応上の問題が発生した際に、おおすみ障害者就業・生活支援センター等からの定着支援を速やかに受けられるよう、日頃から連携を図っています。

報道関係者 各位

令和8年5月29日（金）

【照会先】

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

室長 三角 裕二

適用係 前田 典秀

電話 099-223-8276

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新（申告・納付）は6月1日から7月10日までです

労働保険は、労働者の工作中または通勤途中の負傷や疾病などに対して行う保険給付、労働者が失業したときや就職促進のための給付、雇用調整助成金など事業主に対して行う各種助成金など、労働局の取組を財政面から支えるものです。

令和8年度の労災保険の保険率、労務費率、第二種特別加入保険料率、一般拠出金率は令和7年度から変更はありません。

雇用保険料率について、各事業1,000分の1ずつ引き下げられています。

労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。

なお、審査業務の一部を外部委託しているため、申告内容について受託業者から問い合わせをすることがあります。

また、行政コストの削減及び「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）により、外部会場を設けての受付は行いませんので、積極的な電子申請のご利用又は郵送による提出をお願いします。

詳細は、労働局労働保険徴収室又はお近くの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

安心して働きたい！



令和
8年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1月 ~ 7.10金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！

電子申請の進め方

事前準備

電子申請には、①電子証明書またはG Biz IDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請にはメリットがたくさん！！



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は労働保険の電子申請に関する特設サイトをご覧ください！→



実際に電子申請してみましょう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. A red callout points to the '電子申請' (Electronic Application) button in the 'e-Govのサービス' (e-Gov Services) section. Another red callout points to the 'e-Govの電子申請対象手続' (e-Gov Electronic Application Target Procedures) search section. A third red callout points to the search input field, with text indicating to enter '年度更新申告' (Annual Renewal Declaration) as a keyword and click the search button.

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、 **今年度（令和8年度）の年度更新から 申告書の送付が廃止になりました！**

- 資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています※。
- **電子申請が義務付けられている事業場においては、今年度（令和8年度）の年度更新から、申告書の送付はありません。電子申請での申告をお願いします。**
(電子申請が義務付けられていない事業場でも、電子申請を利用できます！) [電子申請の進め方は、表面をご覧ください>>](#)

電子申請の義務化とは

(電子申請が義務付けられている法人)

- **資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する
拠出金の額が1億円を超える法人**
- **相互会社**（保険業法）
- **投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- **特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化対象事業場については、今年度（令和8年度）の年度更新から申告書の送付はありません。対象の事業場には、申告書の代わりに電子申請に必要な情報を記載した「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」を送付しておりますので、電子申請での申告をお願いいたします。

なお、納付書については引き続きお送りいたしますので、金融機関・郵便局にて労働保険料・一般拠出金を納付いただく際にご利用いただけます。

客観的に電子申請を行うことが不可能であると認められる場合（※）を除き、窓口で申告書の発行もいたしません。

「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」が届いたが、資本金が1億円を下回る等、電子申請義務化の対象ではない場合は、所管の労働局までお問い合わせ願います。

※ 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により申告が可能です。所管の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご相談ください。

(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合

(2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

令和8年度の労災保険率等について

～令和7年度と同率です～

令和8年度の労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率は以下のとおりです（令和7年度と同率）。

1. 労災保険率

事業の種類分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02・03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	11/1,000
33		舗装工事業	9/1,000
34		鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
38		既設建築物設備工事業	12/1,000
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
37		その他の建設事業	15/1,000
製造業		41	食料品製造業
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
61	その他の製造業	6/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000



2. 労務費率

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のとおりです。

事業の種類分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	32	道路新設事業	19%	
	33	舗装工事業	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38% 21%
	37	その他の建設事業		23%

3. 第2種特別加入保険料率

フリーランス法の改正に伴い徴収則が改正され、特12に特定フリーランス事業が追加されました。

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000
特12	労災則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3/1,000
特13	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000
特14	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000
特15	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000
特19	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000
特20	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000
特21	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000
特22	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000
特23	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000
特24	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000
特25	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000
特26	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様**3/1,000**です。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから▶



令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です)。

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。